契約電力の変更(減少)申込書に関する簡易説明書
(マンション共用部に限定した内容にまとめました)

1.本書「契約電力の変更(減少)申込書」とは？

一言で言うと、努力して最大電力を下げてくれれば、特別にすぐに基本料金を下げますとの内容です。

{詳細}
お客様が自主的に30分間の平均最大電力(契約電力)を機器の変更や機器の取外しを行った場合、通常は1年間は契約電力は下がりません。
なぜならば、現在の契約電力の決め方は、当月を含む過去12ヶ月の中で、一番高かった最大電力(30分の平均値)が契約電力になるからです。

本書は、特別にその行為を行い申請があればその月から契約電力を下げることができます。
個々のお客様の最大電力を下げることにより、電力会社の発電所の最大電力を低減することを早期に進めるためのものです。(この内容は元々あるのですが、一般的には知らない方が多い内容です。)

2.マンション共用部では、次の事を行えば申請の意味があります。

{電灯編}
2-1.照明の変更し、消費電力を下げる。(例:12Wの電球型蛍光灯を6WのLEDに変更する。)
この場合、1台あたり6W減なので、167本交換すれば1kWの契約電力を下げられます。
したがって、電灯の削減は難しいのが現実です。

{動力編} 効果がある。将来行う可能性が高ければ早期に行うことが社会貢献です。
2-2.浄化槽の撤去
2-3.給水ポンプの交換(容量減設が条件)

{動力編} 効果がない。
2-4.エレベータの運転制御(もともと30分の最大電力への影響が殆どない)
2-5.立駐の運転制御又は撤去(もともと30分の最大電力への影響が殆どない)

「契約電力の変更(減少)申込書」

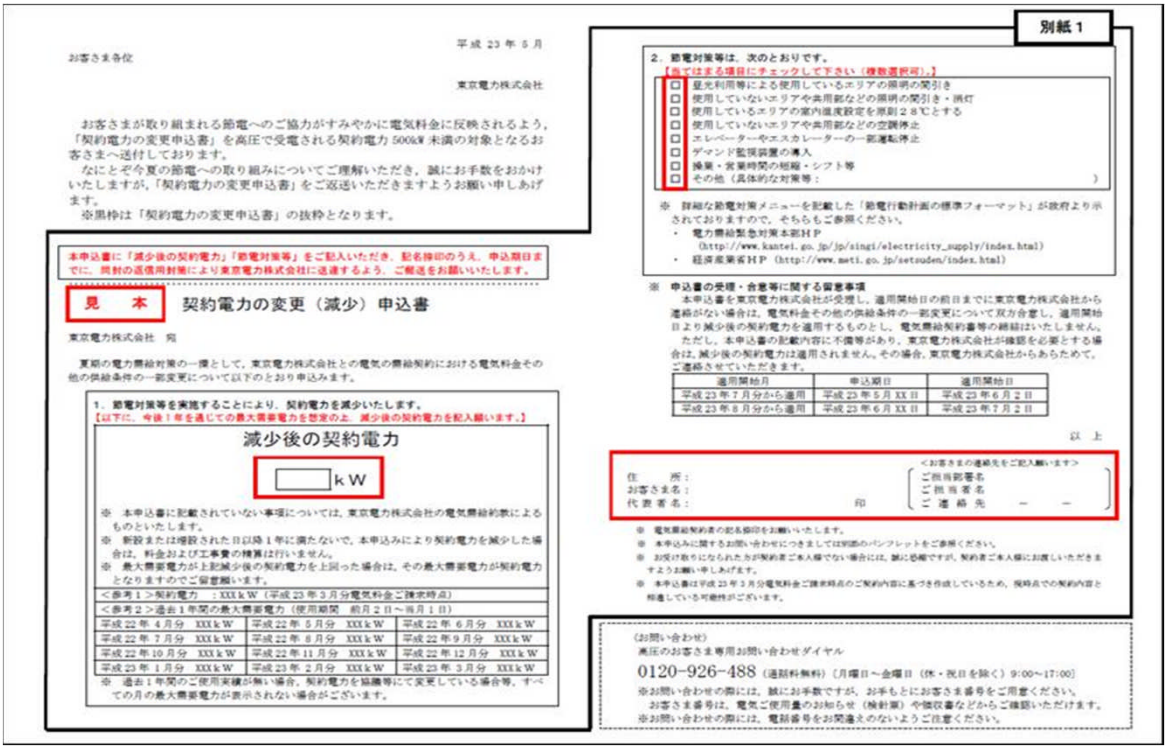

平成 23 年 5 月

お客さま各位

東京電力株式会社

お客さまが取り組まれる節電へのご協力がすみやかに電気料金に反映されるよう、「契約電力の変更申込書」を高圧で受電される契約電力 500kW 未満の対象となるお客さまへ送付しております。
なにとぞ今夏の節電への取り組みについてご理解いただき、誠にお手数をおかけいたしますが、「契約電力の変更申込書」をご返送いただきますようお願い申しあげます。
※黒枠は「契約電力の変更申込書」の抜粋となります。

本申込書に「減少後の契約電力」「節電対策等」をご記入いただき、記名捺印のうえ、申込期日までに、同封の返信用封筒により東京電力株式会社に返送するよう、ご郵送をお願いいたします。

見 本 契約電力の変更(減少)申込書

東京電力株式会社 殿

夏期の電力需給対策の一環として、東京電力株式会社との電気の需給契約における電気料金その他の供給条件の一部変更について以下のとおり申込みます。

1. 節電対策等を実施することにより、契約電力を減少いたします。
【以下に、今後1年を通じての最大需要電力を想定の上、減少後の契約電力を記入願います。】

減少後の契約電力

□ kW

※ 本申込書に記載されていない事項については、東京電力株式会社の電気需給約款によるものといたします。
※ 新設または増設された日以降1年に満たないで、本申込みにより契約電力を減少した場合は、料金および工事費の精算は行いません。
※ 最大需要電力が上記減少後の契約電力を上回った場合は、その最大需要電力が契約電力となりますのでご留意願います。

<参考1>契約電力	：XXX kW (平成 23 年 3 月分電気料金ご請求時点)	
<参考2>過去1年間の最大需要電力 (使用期間 前月2日～当月1日)		
平成 22 年 4 月分 XXX kW	平成 22 年 5 月分 XXX kW	平成 22 年 6 月分 XXX kW
平成 22 年 7 月分 XXX kW	平成 22 年 8 月分 XXX kW	平成 22 年 9 月分 XXX kW
平成 22 年 10 月分 XXX kW	平成 22 年 11 月分 XXX kW	平成 22 年 12 月分 XXX kW
平成 23 年 1 月分 XXX kW	平成 23 年 2 月分 XXX kW	平成 23 年 3 月分 XXX kW

※ 過去1年間のご使用実績が無い場合、契約電力を協議等にて変更している場合等、すべての月の最大需要電力が表示されない場合がございます。

別紙1

2. 節電対策等は、次のとおりです。
【当てはまる項目にチェックして下さい(複数選択可)。】
□ 昼光利用等による使用しているエリアの照明の間引き
□ 使用していないエリアや共用部などの照明の間引き・消灯
□ 使用しているエリアの室内温度設定を原則28℃とする
□ 使用していないエリアや共用部などの空調停止
□ エレベーターやエスカレーターの一部運転停止
□ デマンド監視装置の導入
□ 操業・営業時間の短縮・シフト等
□ その他(具体的な対策等：)

※ 詳細な節電対策メニューを記載した「節電行動計画の標準フォーマット」が政府より示されておりますので、そちらもご参照ください。
・ 電力需給緊急対策本部HP (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html)
・ 経済産業省HP (http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html)

※ 申込書の受理・合意等に関する留意事項
本申込書を東京電力株式会社が受理し、適用開始日の前日までに東京電力株式会社から連絡がない場合は、電気料金その他の供給条件の一部変更について双方合意し、適用開始日より減少後の契約電力を適用するものとし、電気需給契約書等の締結はいたしません。
ただし、本申込書の記載内容に不備等があり、東京電力株式会社が確認を必要とする場合は、減少後の契約電力は適用されません。その場合、東京電力株式会社からあらためてご連絡させていただきます。

適用開始月	申込期日	適用開始日
平成 23 年 7 月分から適用	平成 23 年 5 月 XX 日	平成 23 年 6 月 2 日
平成 23 年 8 月分から適用	平成 23 年 6 月 XX 日	平成 23 年 7 月 2 日

以 上

<お客さまの連絡先をご記入願います>
住 所：
お客さま名：
代表者名： 印
ご担当部署名
ご担当者名
ご 連 絡 先 － －

※ 電気需給契約者の記名捺印をお願いいたします。
※ 本申込みに関するお問い合わせにつきましては別添のパンフレットをご参照ください。
※ お受け取りになられた方が契約者ご本人様でない場合には、誠に恐縮ですが、契約者ご本人様にお渡しいただきますようお願い申しあげます。
※ 本申込書は平成 23 年 3 月分電気料金ご請求時点のご契約内容に基づき作成しているため、現時点での契約内容と相違している可能性がございます。

(お問い合わせ)
高圧のお客さま専用お問い合わせダイヤル
0120-926-488 (通話料無料) (月曜日～金曜日 (休・祝日を除く) 9:00～17:00)
※お問い合わせの際には、誠にお手数ですが、お手もとにお客さま番号をご用意ください。
お客さま番号は、電気ご使用量のお知らせ(検針票)や領収書などからご確認いただけます。
※お問い合わせの際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

以上

マンションECOサポートセンター株式会社
東京都千代田区岩本町3－4－3塩生協ビル2階
TEL.03(5823)8411㈹ FAX.03(5823)8488